

**地域による緩やかな見守り体制検討委員会  
報告書**

令和3年2月

**社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会**

佐倉市社会福祉協議会では、令和2年度高齢者見守り活動推進事業を佐倉市から受託し、佐倉市民生児童委員を対象とした高齢者の見守りに関するアンケートを令和2年12月に実施しました。

そのアンケート結果を参考資料に、日頃、地域で高齢者支援を行っている佐倉市民生児童委員協議会、自治会町内会区、地区社会福祉協議会及びボランティア登録団体から7名に参画いただき、地域による緩やかな見守り体制検討委員会を設置し、地域による緩やか見守り体制について必要性とそのあり方について検討し基本方針をまとめました。

検討委員会会議は、新型コロナウイルス感染防止を考慮し、WEBと参集の両方による出席方式で行いました。

#### 会議経過

	日 時
第1回	令和3年1月28日（木）10時～11時30分 1. 地域による緩やかな見守り体制の必要性について 2. 地域による緩やかな見守り体制のあり方について
第2回	令和3年2月4日（木）14時～15時30分 1. 地域の見守り活動の現状 2. 新しい見守り体制の必要はあるか
第3回	令和3年2月15日（月）10時～11時30分 地域による緩やかな見守り体制づくりにむけて

## 1. 地域による緩やかな見守り体制の必要性について

アンケート調査では、89.4%の民生児童委員が、担当地区の高齢者数が増加しており、見守り対象者の把握が民生委員だけでは困難になっていることから、地域による緩やかな見守り活動は必要と回答しています。

また検討委員会では、自治会加入率の低下、地域住民同士のつながりの希薄化といった課題が挙げられ、今後地域から孤立する高齢者の様々な問題を見据えると、高齢社会において、地域による住民同士による緩やかな見守り体制の必要性は十分あり、住民が互いに気に掛け合う、見守り合うという意識の醸成が重要であるということになりました。

### 3-①地域にゆるやかな見守りは必要と思いますか？

はい	127	89.4%
いいえ	3	2.1%
わからない	12	8.5%

## 2. 地域による緩やかな見守り体制のあり方について

### (1) 隣近所の気づきを地域支援につなぐ

民生児童委員アンケート調査では、62.7%の民生児童委員が地域による緩やかな見守り活動の中心は、隣近所と自治会町内会区と回答しています。

うち65.6%が緩やかな見守りとして異変があった場合に専門機関や民生児童委員等への連絡を希望しています。

委員会でも、身近な人の異変に気づき、それを専門機関や民生児童委員などの支援につなぐことが大切という点は一致するものでしたが、多くの自治会町内会区では、地域の高齢者情報を十分に把握しておらず、見守りに関しては隣近所のつきあいが一番有効であり、異変に気づくのは隣近所であるというものでした。

地域の見守る力は、隣近所の気づきです。その気づきが地域の支援体制につながる仕組みが必要であるということになりました。

3-② ①で「はい」と答えた方へお聞きします。地域の見守りで中心になるのはどの団体等になると思いますか？（複数回答可）

隣近所	107	31.8%
自治会、町内会、区	104	30.9%
地区社協	35	10.4%
民生委員	86	25.5%
その他	5	1.5%

<その他回答>

1. 地域で立ち上げたサークル
2. 介護施設
3. 地区社協も地域差があり、地域と密着している所は良いのではないかと。自治会も同じようなことが言える
4. 地域包括支援センター

3-④ 3-②で☑した団体等にゆるやかな見守りの一環としてやってもらいたいことは何ですか？（複数回答可）

ゆるやかな見守りのみ	15	9.6%
ゆるやかな見守りと異変があった場合に専門機関や民生委員等への連絡	103	65.6%
定期的な訪問による見守りと異変があった場合に専門機関や民生委員等への連絡	34	21.7%
その他	3	1.9%

<その他回答>

1. 民生委員及び自治会役員会との定期的な会合は今まで以上に頻度高く、意味のある意見交換を計画し、ゆるやかな見守りの具体化も計画したい

## (2) 地域の見守り活動の現状 ～委員の声～

### ① 必要性は感じるが、見守れていない・こんな理由でできていない

- ・見守りの必要性は感じているが、自治会と民生委員がほとんどつながっていない。自治会は毎年役員が変わってしまう。
- ・民生委員と自治会の関係が、うまくいっている所とそうでない所の地域差がある。
- ・見守りに関心がある方とない方がいる。考え方が違う方もいる。自治会行事に参加する人は決まっている。

### ② こんな風なことが見守りに繋がっている

自治会で年2回側溝の掃除を行っており、隣近所の顔合わせの機会になっている。そのうちに外出する時に声掛けする関係になることもある。ちょっとした行事が顔を合わす機会となり気に掛け合う雰囲気になってくる。

### ③ こんな支えあいをしている

- ・高齢者クラブの名前変えるなど工夫して加入者が増した。クラブ活動を通じてお互いができることをして見守り合っている。
- ・自治会と連携して支えあいサービスのチラシを配布し、高齢者の困りごとの支援をしている。自治会と連携できたので反響が大きかった。

### ④ こんな視点で見守っている

自治会の行事に抽選券をつけて、住所と名前を書いて抽選箱に入れてもらう。当たった方に商品を渡すことが目的ではなく、どこの誰が来たかを知ることが目的で、来ない方を民生委員に気にかけていただくようにした。

### (3) 新しい見守り体制を作る必要があるか

委員会やアンケート結果にも見られたように、見守りの必要な高齢者の情報は隣近所が一番知っており、いち早く異変に気付くことができます。隣近所が異変に気づく目は日頃のあいさつなどから生まれます。また隣近所の大きなまとまりである自治会や地区社協によるラジオ体操、お祭り、サロン活動や支えあいサービス、伝統行事の継承等の活動は、隣近所や地域住民同士のつながりや互いを気に掛け合う意識を醸成する助けになっています。

見守りは、地域住民がお互いに気に掛け合える空気が醸成された上で、成り立ちます。令和元年に市が提案した見守りサポーターの仕組みは、サポーターが必ずしもその地域の住民でなくてもよく、見守りに報酬があり、見守る側（行政）の視点での仕組みだったため、地域に根づき、力になる見守り体制としては問題がありました。

委員会では、地域住民による緩やかな見守りのために新たな仕組みや体制をつくる必要はないと結論します。今ある地域の支援体制である地域包括支援センターや民生児童委員をさらに住民に周知し、見守りの必要な高齢者の情報を地域住民と連携できる仕組みが求められます。

隣近所が繋がって見守り合う意識の醸成には時間がかかりますが、浸透すればボトムアップでの「地域による緩やかな見守り」社会が構築できるでしょう。

民生児童委員、自治会町内会区、地区社協、地域のボランティアなどは、それぞれ「緩やかな見守り」の視点を持ってしていきたいと思います。

### 3. 地域による緩やかな見守り体制づくりにむけて

委員会では、地域による緩やかな見守り体制の必要性とあり方について、検討しました。見守り体制の必要性は十分にあり、そのあり方は、1. 地域住民同士の気に掛け合う意識の醸成と2. 見守りが必要な高齢者の情報を連携する地域の仕組みを今ある資源でつくる必要があるということでもとまりました。

#### 1. 地域住民の気に掛け合う意識の醸成（住民が見守る力を持つ）

**隣近所**は高齢者の様子を気に掛ける気づく目を高める。

例) あいさつ、近所付き合いなど緩い関係の中で見守る。

**自治会、地区社協**は隣近所の拡大版として地域の交流やつながりが希薄にならないよう、住民をつなぐ機会、仕掛けの提供を図る。

例) ラジオ体操、お祭り、サロン活動、支えあいサービスなど

#### 2. 見守りが必要な高齢者の情報を連携する地域の仕組み

例) ・異変に気づいた時、的確な連絡先がどこか住民に周知する。

・民生委員や地域包括支援センターがよりよく機能するよう住民が協力できる体制を考える。

・地域にはどこにでも頼られて意気を感じるおじさんや、ご近所付き合いの良いおばさんがいる。民生児童委員がアンテナを高くしてサポーターとしてつながり、ともに地域を見守る。

・自治会、地区社協、地域包括支援センターによる定期的な情報共有

これから地域による緩やかな見守り体制づくりを行うにあたっては、以上の点を踏まえて、佐倉市の地域特性と強みを活かした体制づくりをすすめていただきたいと思います。

地域による緩やかな見守り体制検討委員会委員名簿

	氏 名	選出区分 所 属
1	■■■■■	佐倉市民生委員・児童委員協議会 ■■■■■
2	■■■■■	佐倉市民生委員・児童委員協議会 ■■■■■
3	■■■■■	地区社会福祉協議会 ■■■■■
4	■■■■■	地区社会福祉協議会 ■■■■■
5	■■■■■	自治会連合会 ■■■■■
6	■■■■■	自治会連合会 ■■■■■
7	■■■■■	ボランティアセンター登録グループ ■■■■■